

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、病院建設部長」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。